

令和8年度第1回東北森林管理局事業評価技術検討会審議概要

1 開催日時 令和8年8月4日（火） 10時00分～12時00分

2 開催場所 東北森林管理局 4階第3会議室

3 出席者

（1）事業評価技術検討会

会長 山本 信次（Web参加）

委員 野田 龍

委員 島田 卓哉

（2）当局出席者（検討委員会委員等）

森林整備部長

計画保全部長

企画調整課長

計画課長

治山課長

森林整備課長

資源活用課長

森林整備課長補佐（説明員）

治山課設計指導官（説明員）

企画調整課監査官（事務局）

企画調整課監査係長（事務局）

※委員 菊池 俊一氏については、日程調整がつかず欠席

4 評価の対象

（1）期中の評価

【国有林直轄治山事業】

- ・ 蔦川地区（三八上北森林管理署）
- ・ 磐井川上流地区（岩手南部森林管理署）
- ・ 一迫川上流地区（宮城北部森林管理署）
- ・ 二迫川上流地区（宮城北部森林管理署）
- ・ 三迫川上流地区（宮城北部森林管理署）

（2）完了後の評価

【国有林直轄治山事業】

- ・ 三沢海岸地区（三八上北森林管理署）
- ・ 仙台湾沿岸地区（仙台森林管理署）

【民有林直轄治山事業】

- ・ 仙台湾沿岸地区（仙台森林管理署）

【森林環境保全整備事業】

- ・ 津軽森林計画区（津軽森林管理署）
- ・ 津軽森林計画区（津軽森林管理署金木支署）
- ・ 久慈・閉伊川森林計画区（三陸北部森林管理署）
- ・ 久慈・閉伊川森林計画区（三陸北部森林管理署久慈支署）
- ・ 置賜森林計画区（置賜森林管理署）

5 質疑応答

(1) 期中の評価

【国有林直轄治山事業】

委員：磐井川、1～3 迫川上流地区の事業について、平成 20 年に被害があったから令和 6 年の期中評価までの間、事業計画の見直しの機会はなかったのか。

当局：平成 28 年度に一度計画変更を行い、その際も縮小している。
その後、令和 6 年に改めてさらに縮小したという経緯である。

委員：蔦川地区について、今後、整備予定の集水井工 5 基について、これまで施工した箇所と地盤条件等に大きな違いはあるのか。計画延長する 5 年間で完了できる見込みはあるのか。

当局：これから実施する予定箇所についても、これまで施工してきた箇所と全く同じような地盤条件であるため、同じ対策で施工できる見込みである。
よって、計画延長する 5 年間で完了できると考えている。

(2) 完了後の評価

【国有林直轄治山事業】 【民有林直轄治山事業】

委員：特に仙台湾沿岸について、各自治体からも今後の維持管理について要望が出ている。松くい虫被害が北上している中、今回一斉に海岸防災林を造成したことで、松くい虫等の被害が大きくなりかねない。被害が拡大する前に対策を講じるような取組みについて何か考えがあるのか。

当局：日本海側では松くい虫による被害が著しく、部分的には壊滅的な被害を受けているところもある。国有林では、海岸防災林の再生に向けた検討会を起ち上げ、民有林も含めて連携しながら、壊滅的な被害を受けたところの再生方法や、これから被害を受ける可能性のある個所の維持方法について、学識経験者の意見も聞きながら検討を進めている。太平洋側においても被害が拡大しないよう準用して対策を講じていくことも視野に入れながら、民有林と連携して対応を進めていく考えである。

委員：防風工の施工距離が延長した理由を確認したい。

当局：震災瓦礫を海岸防災林内に仮置きしたことにより、瓦礫を避けながら発注せざるを得なかったため、施工距離が延びた。

【森林環境保全整備事業】

委員：便益集計表の便益費について説明をお願いしたい。

当局：便益費の算出に当たっては、林野庁で定められた一定の方法で算出している。算定上の因子が平成 28 年度の事前評価時と令和 8 年度の完了評価時で変わっているため、便益区分によって、実行量の大小で事前評価時と完了評価時の便益額に増減が生じている。

委員：路網整備による経費縮減について、「材当たり 100 円程度の経費が縮減」とあるが、これはどのコストに相当するのか。

当局：材の搬出コストに相当する。路網を開設したことによって、集材の運転距離等も短くなる。

6 事業評価技術検討会の意見

(1) 期中の評価

【国有林直轄治山事業】

「流域保全の必要性が認められ、期中の見直しも適切になされ、費用便益分析も技術検討会の意見に基づき適正な結果が得られたことから、本事業の継続実施が妥当と考える。

今後とも関係機関と連携を図り、周辺環境にも配慮し、計画変更のうえ事業を継続実施することが望ましい。」

(2) 完了後の評価

【国有林直轄治山事業】 【民有林直轄治山事業】

「本事業の実施により、飛砂や潮風害防止等の森林の公益的機能の発揮が見込まれることから本事業の必要性が認められる。また、技術的妥当性及び民間との協働により事業の効率性、後背地の保全の観点から事業の有効性も確保されていたことから、本事業の実施は妥当であったと判断する。

今後は、松枯れ被害の進行についてモニタリングを行うとともに、地元自治体と連携しつつ、その対策に取り組むことが求められる。」

【森林環境保全整備事業】

「本事業の実施により、水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進が図られ、地域の林業・木材産業の振興にも寄与しており、事業の効果が発揮されていると認められる。今後も、地域特性、社会情勢及び事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理に関する計画策定を現実 に即して適切に行い、事業の実施を通して自治体等地域の要望に応え、貢献していくことが望ましい。」